

政 法 第 3 8 1 1 号
答 申 第 4 6 0 号
平 成 2 9 年 3 月 1 日

千葉県病院局長

矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年1月16日付け精医セ第413号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第562号

平成26年12月2日付けで異議申立人から提起された、平成26年11月18日付け
精医セ第326号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）は、平成26年11月18日付け精医セ第326号行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、改めて第5の5に掲げる行政文書について開示決定等をすべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年10月27日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県精神科医療センターがウィスコンシン州の精神医療施設と交流したことの情報一切。全ての年度。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、電子メール、反省、広報、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、講師の選定、礼金の有無や金額、旅費、講演・講座の依頼文、当日配布資料、レジюме、写真、映像、音声、発表の原稿、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。

また、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、千葉県精神科医療センター（以下「センター」という。）がウィスコンシン州の精神医療施設と交流したことに関する復命書（以下「マディソンモデル視察

研修」という。)を対象行政文書(以下「本件対象文書」という。)として特定した。

4 実施機関による決定

本件対象文書を保有していないため(保存期間を経過したため、廃棄済みである)、本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成26年12月2日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、請求した情報をすべて開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

請求書の開示請求欄に記載した内容からは、対象情報が、精医セ第326号に示された文書のみで尽くされるとは到底考えられない。いやしくも一部の情報が廃棄されてしまっていたとしても、他の何らかの情報が保存してあると考えることが妥当であり、廃棄済みの情報の名称は全て行政文書不開示決定通知書に明記すべきである。

3 意見書の要旨

- (1) 実施機関は、対象文書を「マディソンモデル視察研修」と特定している。理由説明書の添付文書によると、「マディソン視察研修」2件の他に、「マジソンモデル視察研修」という文書が1件存在する。しかし、実施機関は、これを対象文書に含めていない。これは、全部不開示の場合であっても対象文書の名称を明記するという規定に違反する。また、決定通知書では、対象文書が1件と記載されているが、対象文書は3件と考えられることから、違法である。

全ての行政文書が行政文書としてコンピューター上に登録されているわけではないことから、さらに文書を特定して開示すべきである。

- (2) 第4の1の記載内容は、実施機関の職員によって何らかの行政文書に基づいて作成されたものであり、どのような行政文書に基づいて作成されたのかを説明すべきである。

- (3) 本件では、理由説明書に添付された行政文書件名一覧の右上に「平成23年12月16日廃棄」と記されているのみである。開示請求時には廃棄していないにもかかわらず、請求を受けた後に対象文書を廃棄したうえで廃棄済みとの隠蔽がなされるおそれがある。本件ではこのような隠蔽はしていないという説明をすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書

第2の1の本件請求を受けて、実施機関は第2の3のとおり本件対象文書を特定した。その内容は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が企画・運営する「マディソンモデル」に係る精神医療施設視察への参加に関して作成された復命書である。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、千葉県の子妹州である米国ウィスコンシン州との交流を進めることを目的として発足した民間交流団体であり、この視察は、メンドーサ州立病院、ベトナム・モン族のための精神医療の家「〇〇〇〇〇〇」、精神保健地域ケアシステムの民間団体「〇〇〇〇」、緊急避難的宿泊施設「〇〇〇〇〇〇」などの施設を視察したものである。

2 不開示の理由

本件対象文書は、平成19年10月22日及び平成20年3月18日に作成されたものであり、通常のリ命書の保存期間は3年であり、本件対象文書も同様であった。

本件対象文書は、保存期間経過により平成23年12月16日に廃棄済みであるため、請求時には既に保有していなかった。

その他の関連文書についても探索したが、存在していなかった。

3 異議申立ての理由

異議申立人は、第3の2のとおり主張しているが、廃棄した文書は、本件理由説明書に添付した別添の行政文書件名一覧のとおりである。そして、病院局には特定した文書以外に関連文書は存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書の特定及び不保有について

実施機関の説明によると、本件対象文書は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が企画・運営する「マディソンモデル」に係る精神医療施設視察への参加に関して作成された復命書とのことである。

当審査会が事務局職員をして調査したところ、ウィスコンシン州の精神医療施設の視察は、平成19年10月8日から10月11日までの間に行われたものであることから、実施機関が特定した「マディソンモデル視察研修」は、実施機関が理由説明書に

添付した行政文書件名一覧（平成19年度復命書に係るもの）に「マジソンモデル視察研修」又は「マディソンモデル視察研修」と記載があることと整合している。

具体的には、同行政文書件名一覧に番号8「マジソンモデル視察研修」（管理番号476796、精医セ第5738号）、番号9「マディソンモデル視察研修」（管理番号478208、精医セ第5753号）及び番号63「マディソンモデル視察研修」（管理番号481721、精医セ第5788号）の3件の件名（以下、上記3文書を併せて「視察研修3文書」という。）の記載がある。

行政文書件名一覧は、千葉県病院局行政文書規程（平成16年病院局管理規程第26号）第38条に規定された様式（第13号様式）であり、また、行政文書の保存期間は、千葉県病院局行政文書管理に関する規程（平成16年病院局管理規程第11号。以下「文書管理規程」という。）第10条別表に規定されている。

そして、行政文書件名一覧（平成19年度復命書に係るもの）では、視察研修3文書は、保存期間が3年とされており、本件請求があった時点で廃棄済みであるとの実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆す特段の事情も認められない。

異議申立人は、行政文書件名一覧（平成19年度復命書に係るもの）の右上に平成23年12月16日廃棄と記されているのみであり、開示請求時には廃棄していないにもかかわらず、廃棄済みであると隠ぺいするおそれがあると主張しているが、実施機関が視察研修3文書を保有していることを示す具体的な事情は示されていない。

これらのことから、実施機関は、視察研修3文書を保有していないと認められる。

なお、本件決定において、実施機関は視察研修3文書を個別に特定しておらず、不開示決定通知書の記載上適切さに欠けるが、実施機関はマディソンモデル視察研修における復命書の全てを特定しているとも言え、視察研修3文書の件名の個別の記載がなかったとしても、異議申立人が意見書で述べる特定漏れとまでは言えない。

2 本件請求に係る他の行政文書の保有の有無について

(1) 行政文書件名一覧（平成19年度復命書に係るもの）について

異議申立人は「請求した情報を廃棄した場合には、廃棄したことを示す情報も開示請求の対象に含める。」としていることから、当該行政文書件名一覧は対象文書に該当すると判断されるが、実施機関は、上記1のとおり理由説明書において当該文書を添付したものの決定通知において特定していない。

(2) 旅費関係書類について

実施機関は、マディソンモデル視察研修における復命書を対象文書として特定しているが、復命書が存在するという事は、センターの職員は職務で出張したものであるから、出張旅費の支出に関する調達（振替兼）支出回義書（千葉県病院局財務規程（平成16年病院局管理規程第22号）第42号様式）及びその支出に必要な書類として旅行命令簿等（以下、調達（振替兼）支出回義書及びその旅行命令簿等を併せて「支出の証拠書類」という。）が存在したはずであり、これらも対象行政文書となる。

また、当審査会の事務局職員が調査したところ、ウィスコンシン州との交流事業は千葉県の主要施策であって、同州との交流の千葉県側の窓口である民間主体の姉妹交流組織〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が交流事業を実施して報告書等を作成しており、平成19年度も平成19年度千葉県友好使節団派遣報告書（以下「友好使節団派遣報告書」という。）を作成して交流事業参加者や千葉県等に配布していることが判明した。

そこで、当審査会が事務局職員をして更に調査した結果、

ア 支出の証拠書類について

支出の証拠書類の保存期間（文書管理規程別表）は5年であり、平成19年度の支出の証拠書類（以下「平成19年度支出書類」という。）は、本件請求時点では廃棄したとのセンター職員の説明を受け、センターの書庫等を探索したところ、平成19年度支出書類の存在を確認することはできなかった。

イ 友好使節団派遣報告書について

センターでは、友好使節団派遣報告書を保有していないことを確認した。

(3) その他の行政文書について

上記（1）及び（2）以外の行政文書についても、当審査会が事務局職員をしてセンターの書庫等を探索したが、本件請求に係る他の行政文書の存在は確認できなかった。

なお、友好使節団派遣報告書については、知事部局（総合企画部国際課）で保有していることが確認された。

3 上記2から、本件決定は特定漏れがあるので、行政文書件名一覧（平成19年度復命書に係るもの）及びウィスコンシン州の精神医療施設の視察に係る平成19年度支出書類について改めて開示決定等をすべきである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすもので

はない。

5 結論

以上のとおり、実施機関は本件決定を取り消し、改めて次に掲げる行政文書について開示決定等をすべきである。

行政文書件名一覧（平成19年度復命書に係るもの）及びウィスコンシン州の精神医療施設の視察に係る平成19年度支出書類

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 1月16日	諮問書の受理
平成27年 3月12日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年 4月13日	異議申立人の意見書の受理
平成28年 9月28日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)